

令和8年度 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会第1回定例会 議事録

1 日 時：令和8年6月9日（火）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所：千葉市役所 XL301会議室

3 出席者：（委員）

西田 祥子、愛甲 修子、高橋 亜衣、宮内 健 ※小池 友紀委員は欠席

（教育委員会職員）

川名 正雄 学校教育部長、小林 公人 学事課長、伊藤 拓 学校教育部参事兼教育改革推進課長

川島 政美 教育指導課長、高橋 泰雄 教育支援課長、熊谷 正明 保健体育課長

渡辺 佳代子 教育センター所長、白井 貴 養護教育センター所長、鳥海 亮 教育職員課統括管理主事（事務局）

山田 哲三 教育支援課主任指導主事、水本 昌吾 教育支援課指導主事、村瀬 方彬 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）委員紹介及び任命

（4）正副委員長の選任について

（5）委員長挨拶

（6）委員会の運営について

（7）本市のいじめ防止対策等について

（8）協議

（9）その他

（10）閉会

5 議事の概要

（1）開会

高橋教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

中島教育次長から挨拶。

（3）委員紹介及び任命 （4）正副委員長の選任について （5）委員長挨拶

いじめ等の対策及び調査委員を高橋教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。

一言ずつの挨拶の際に、委員長、副委員長には就任の挨拶を併せて頂いた。

教育委員会職員、事務局は資料をもって紹介とした。

（6）委員会の運営について

事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。

（7）本市のいじめ防止対策等について

事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。

（8）協議

6 会議経過

（1）開会

（高橋教育支援課長）本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（山田主任指導主事）本日はおりません。

（高橋教育支援課長）定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は本日進行を務めさせていただきます、教育支援課課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議ですが、公開内容はレジメの7番までとなります。8番からは個別の事案のため非公開となりますので、ご了承ください。

本日は大変お忙しいところ千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会第1回定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、中島教育次長よりご挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（中島教育次長）おはようございます。教育次長の中島でございます。本日は公務ご多忙の中、そして、お足元もよろしくない中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会第1回定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今週は6月1日に千葉が開府されたとされ、900年という節目を迎えたところでございます。学校でも、千葉の歴史や魅力を感じ取る学習を記念授業として実施したり、千葉県や千葉市

の食材を使いました記念給食を、今週いっぱい出したりしているところでございます。本委員会でございますが、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例に基づきまして、平成26年に附属機関として設置をし、本市のいじめの防止等の対策の提言や教育委員会の諮問によりますいじめ等の重大事案の事実関係を、調査いただくものでございます。委員の皆様におかれましては、これまでに引き続き、西田委員、愛甲委員、そして今期より委員を引き受けていただきました高橋委員、宮内委員、本日ご欠席ですが小池委員にお力添えをいただけますこと心より感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。本市といたしましては、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであると捉えまして、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本といたしまして、学校全体で組織的に対応することを大切にいたしております。各学校におけます実効力のあるいじめ対策となりますよう、本市の実態を分析し、いじめ防止等のための対策について、委員の皆様の専門的な見地からご意見やご助言を賜りたいと考えております。結びとなりますが、委員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用なことに存じますけれども、本市のいじめ対策の充実に特段のお力添えをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介及び任命

(高橋教育支援課長) 続きまして、委員紹介並びに委員の任命です。令和8年6月3日付けで前任期が終了いたしました、今年度より新しい任期により2年間委員としてご助力いただくことになります。西田委員、愛甲委員におかれましては、前任期より引き続き、新たに高橋委員、宮内委員、小池委員が今回本調査委員会ご助力いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。これに伴い千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第3項によって5名の皆様の委員として、令和8年6月4日付けで任命させていただきます。任期につきましては千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第3項によって2年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。では、この後任命式に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

高橋亜衣様、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員に任命します。令和8年6月4日から令和10年6月3日まで、令和8年6月4日、千葉市教育委員会。どうぞよろしくお願いいたします。

西田祥子様、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員に任命します。以下同文になります。

愛甲修子様、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員に任命します。以下同文になります。

宮内健様、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員に任命します。以下同文になります。

本日欠席の小池委員につきましては、後日こちらからお渡ししたいと思っています。

(4) 正副委員長の選任について

(高橋教育支援課長) 本委員会の委員長及び副委員長ですが、委員長及び副委員長は千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第5条第2項によって委員の互選により定めるとありますが、何かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局で提案させていただきますがいかがでしょうか。(異議なし)

では、委員長には西田委員に、副委員長につきましては愛甲委員にお任せしたいという案で提案させていただきますと思います。いかがでしょうか。(異議なし)

ありがとうございます。では委員長に西田委員、副委員長に愛甲委員、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料2ページをご覧ください。まず西田委員長、愛甲副委員長から紹介させていただき、その後名簿の順に紹介させていただきます。私がお名前を紹介いたしましたら、お座りになられたままで結構ですので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。初めに西田祥子委員長でございます。

(5) 委員長挨拶

(西田委員挨拶) 西田祥子と申します。弁護士をしています。19年目となります。弁護士になってから千葉県弁護士会の子どもの権利委員会の活動をしています。いじめの関係ですと、いじめ予防授業という取組を13、4年ぐらいやっています。いじめ防止対策推進法ができて、このような重大事態調査というものが始まって以降は、私は千葉県弁護士会の方で、委員になる方の推薦の業務を長くやっていたのですが、千葉市臨時委員になり、正委員になり、委員長が交代となり、今回委員長なったという次第でございます。いじめ防止対策推進法ができて、調査を進めていくというところの最初の10年間というところも千葉市の方は、臨時委員など、最初から体制を整えて、順調に進めていると見ておりました。その委員長ということで身が引き締まる思いですが、いじめで苦しいお子さんが、調査によって少しでも気持ちが軽くなったり、再発が防止できたりするということに貢献できるよう努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、愛甲修子副委員長でございます。

(愛甲委員挨拶) 私は臨床心理士、公認心理師として千葉県内で活動してまいりました。千葉県公認心理師協会という理事を6年目になりまして、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に所属することになり、前任期の2年間をやらせていただいて、今回もという形になりました。これまで臨床心理士としては年30年以上仕事してまして、木更津工業高等専門学校で20年以上やっています。スタートは児童相談所の心理判定員という形でした。臨床心理士としての経験は長いですが、まだまだ未熟で、皆様に教

えていただきながら、頑張っていきたいなと思っております。副委員長ということで、西田委員長と力を合
わせて務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、高橋亜衣委員でございます。

(高橋委員挨拶) 弁護士の高橋亜衣と申します。よろしくお願いいたします。私は千葉県弁護士会で西田委員長と同
じく子どもの権利委員会に所属しておりまして、今は学校人権いじめ部会といういじめ予防授業を中心とし
たプロジェクトチームの座長をしております。他の活動として、弁護士会内で、民事介入暴力被害者救済セ
ンターの委員でもありまして、県内の色々な自治体の責任者講習等もやっております。そちらの方でも、学
校問題のお話も取り上げることが増えてまいりましたので、いろいろ自分なりにこれまで学んできたノウハ
ウを本委員会でも活用できたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございます。小池友紀委員でございますが、本日公務のため欠席となっております。続きまして、宮内健委員でございます。

(宮内委員挨拶) 千葉大学大学院教育学研究院の宮内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は千葉大学
の方で3年目でございます。教育心理学講座で大学生あるいは大学院生の児童理解や教授学習の点での学び
についての担当しております。教育学部のハラスメント相談員もさせていただいております。私は3年前に
千葉大学に参りましたけれども、それまでは東京都の公立小学校で35年間ずっと担任をしていました。
管理職ではないです。教務主幹まではやりましたけれども、ずっと担任をして、子ども達とともにおりまし
た。何よりも20年ほど前から、とにかく学校現場の課題を改善するために、そして目の前の子どもたちの
学力を上げるためにはどうしたらいいんだろうかということで、教育心理学を学ぶことになり、学会等発表
をさせていただきながら、今に至ったということになります。大学の教員としての専門性は、まだまだ不十
分でありますけれども、学校現場のことについては、多少なりとも分かっておりますので、何かお役に立てれ
ばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、教育委員会事務局の職員の紹介ですが、こちらはお手
元2ページの資料をもって、紹介に変えさせていただきます。なお、教育職員課長は本日欠席になりまして、
代理で鳥海統括管理主事が参加していただいております。

それではこれより議事に入らせていただきます。これ以降の議事進行につきましては、委員長にお願いし
たいと思います。西田委員長、よろしくお願いいたします。

(6) 委員会の運営について

(西田委員長) 次第によりまして、議事を進めさせていただきます。6委員会の運営について、事務局よりご説明を
お願いします。

(山田主任指導主事) 教育支援課、主任指導主事の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、
着座にて失礼させていただきます。まず4ページ「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員
会設置条例」をご覧ください。重点事項のみ説明いたします。第1条では、本委員会の設置目的について示
しております。第2条では、本対策調査委員会が取扱う いじめ等による重大事態の定義について示してあり
ます。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。
第3条では、委員会の所掌事務を定めております。(1)が対策についての審議について、(2)から(4)
が調査及び審議について定めております。第4条から第6条においては、委員会の組織や会議等について定
めております。本対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年。また、第2項で、臨時委員を置
くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことが
できません。議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決す
るところによります。第7条では、調査に関して定めております。第8条では、前条の調査のために必要に
応じて置くことができる調査員について定めております。最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要
な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしてあります。

次に、8ページ「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成
29年の第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。第2条2項
において、条例3条第2号から第4号までに掲げる所掌事務に関する対策調査委員会の会議は原則非公開と
するとあります。これにより本日も次第8にて協議する個別事案に関しては非公開となります。

10ページ「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」についてです。千葉市教育
委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定する、いじめ等による重大事態への対処に関
し、必要な事項を定めたものです。

次に、13ページ「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」
を告示しております。重点事項のみ説明いたします。本対策調査委員会は中央の網掛け部分に位置づけられ
ております。本市の「いじめ防止等の対策」を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の
重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防
止策を提言します。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」の記載がございま
す。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので「重大事態等への対処」の欄に位置づけられてお
ります。「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が連携を図り、いじめ問題
に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、「いじ
め防止等の対策」の欄に位置付けられております。年間3回行っており、今年度は第1回が7月に行われま

す。

続いて14頁には「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

(西田委員長) 今のご説明に対して、何かご意見、ご質問等がございますか。

ご意見、ご質問はないようですので、次第を進めてまいります。7本市のいじめ防止対策等について、事務局の方からご説明をお願いします。

(7) 本市のいじめ防止対策等について

(山田主任指導主事) 15ページをご覧ください。「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」です。これは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。本基本方針については、令和6年8月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、いじめ重大事態への平時への備えについて追記するなど令和8年3月に一部改定をしました。本対策委員会において昨年度協議していただき、承認を得たうえで改定させていただいたものとなります。

本市では、「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」に加えて38ページ「資料7 いじめ対応マニュアル」、57ページ「資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等を参照し、各学校において63ページ「資料9 学校いじめ防止基本方針」、70、71ページにある「資料10 学校いじめ防止指導計画」を策定し、すでにどの学校も学校ホームページにて公開しております。

72ページ「資料11 いじめの重大化を防ぐためのチェックリスト」です。こちらは令和7年度11月にこども家庭庁、文部科学省より周知のあった「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」の内容をもとに各学校でも活用できるようにチェックリストを作成し、発出したものです。この留意事項集は文部科学省に寄せられた重大事態の調査報告書を分析し、重大化を防ぐためのポイントがまとめられたものとなります。

75、76ページの資料13は「いじめ被害児童生徒報告書」となっております。本市では令和4年度より、様式1の「月例報告」だけでなく、様式2の「随時報告」を加え、校内のいじめ対策委員会で新たないじめ事案の認知について協議したのち、教育支援課の方に報告するシステムに変更しました。このことより、今まで以上に早く委員会にいじめ事案の報告ができるようになりました。また、月例報告のいじめによる欠席の欄は、一定数の欠席日数になると色が変わるようになっており、視覚的にいじめ重大事態の恐れがある事案ということがわかるようにしております。各学校から提出された月例報告や随時報告の内容を受けて、指導主事が学校等に現状を確認し、いじめの内容や欠席日数の変化などによって学校へ連絡をし、助言をしております。

77ページの資料14及び資料15はいじめの重大事態の疑いのある事案対応のフロー及びチェックリストとなっております。資料16をご覧ください。令和6年度の本対策調査委員会第3回定例会で改正されました「いじめの重大事態に関する調査結果公表ガイドライン」を掲載させていただきました。

また、本資料にはございませんが、教育委員会では、「生徒指導調査研究委員会」を設置し、生徒指導に関する調査研究を行い、報告書を作成し、各学校の指導の参考になるよう努めております。昨年度は「つながる・深いかかわり～気になる児童生徒の対応と保護者対応～」をテーマに昨年度、今年度の2年計画で報告書を作成しております。各学校でいじめの対応、不登校への対応、特性をもった児童生徒への対応などについて校内研修でも活用できる資料を作成しているところです。来年度の本定例会ではご紹介できるかと思います。

(西田委員長) ただいまのご説明を聞いて、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

では司会から資料12については触れていなかったと思いますので、お聞かせください。

(山田主任指導主事) いじめ対応リーフレット令和3年度版ですね。こちらは各学校にいじめの定義や、早期発見や早期対応等について周知する資料となります。毎年更新しているいじめ対応マニュアルの内容とも重なる部分がございます。参考として、過去にこのような資料も出していたということでつけさせていただきました。

(西田委員長) わかりました。ご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは本市のいじめ防止策対策等についてご説明ご報告ありがとうございます。以上になります。

次に協議に移ります。

(8) 協議

議題(8)に関わる会議経過については、「千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)」が含まれているので表示していません。